

令和3年度 第2回「北九州市教育支援委員会」会議録（要旨）

1. 日時 令和4年2月10日（木）15時00分～16時20分
2. 形式 WEBによるオンライン形式
3. 出席者 〔北九州市教育支援委員〕大平壇委員（会長） 他16名
（欠席：友納委員、原田委員、小松委員）
〔事務局〕特別支援教育相談センター所長 徳永勝恵他9名

4. 議事次第

- （1）令和3年度 教育支援委員会事業報告
- （2）令和3年度 教育支援委員会の答申に基づく就学相談の経過
- （3）令和2年度に就学相談に係る答申とは異なり総合的判断を行って
就学措置した児童生徒の状況調査
- （4）令和4年度 教育支援委員会事業計画（案）
- （5）令和3年度 通級による指導の相談会申込者内訳
- （6）令和4年度 「通級による指導」の指導体制について
- （7）その他
 - ①判定専門部員の役割と活用について
 - ②特別支援学級（自閉症・情緒障害）から通常の学級へ就学先変更する
場合の就学相談の柔軟な対応について

5. 議事（要旨）

- （1）令和3年度 教育支援委員会事業報告
（事務局）本年度は新型コロナウイルス感染症対応に努めながら、おおむね事業計画通りに実施できた。定期就学相談会は全4回の開催となり、計画より1回減らすことができた。西地区就学相談会の回数を増やしたことで、申込件数増加への対応や保護者の負担軽減につながった。医師の診察について、保護者への丁寧な聞き取りと書類審査の対応を行ったため、減少につながった。
- （2）令和3年度 教育支援委員会の答申に基づく就学相談の経過
（事務局）申込件数が昨年度に比べ約100件増加し、現時点で90%終了している。電子申請の申込みは昨年度より15%上昇し、全申込数の43%であった。就学先結果として、特別支援学級（自閉症・情緒障害）が約60件減少し、通常の学級が約60件増加した。
- （3）令和2年度に就学相談に係る答申とは異なり総合的判断を行って
就学措置した児童生徒の状況調査
（事務局）対象児童生徒37名が在籍する全ての学校へ訪問し、状況調査を実施した。また、24名が今年度も就学相談を申込み、10名が答申通

りの就学先へ合意した。

(4) 令和4年度 教育支援委員会事業計画(案)

(5) 令和3年度 通級による指導の相談会申込者内訳

(事務局) 申込件数が昨年度に比べ約100件増加した。その理由として、小学校における全区巡回指導が開始されたことが考えられる。

(6) 令和4年度 「通級による指導」の指導体制について

(委員) 教育学的弱視ロービジョンの子どもの通級による指導の利用は、小学校入学後からの申込みか。また、弱視や難聴の医学的見地は診断書の提出等で対応しているのか。

(事務局) 弱視と難聴の通級による指導については、年長時に申込み可能である。相談を受け必要な場合は、小学1年から指導を受けられる。判断については、主治医からの診断書等で対応している。

(7) その他

①判定専門部員の役割と活用について

(事務局) 今年度204名の判定専門部員がいる。今後も大規模な集合型相談会の実施は難しいため、ケースによって判定専門部員が学校で心理発達検査を実施し、その結果を就学相談に活用できるようにする。

(委員) 就学相談で行う検査等を全て学校で行うのか。各学校に判定専門部員がいるのか。判定専門部員はどのような方法で選出するのか。

(事務局) 心理発達検査は基本的にはこれまで通り事務局で行うが、可能なケースに限り判定専門部員による検査等を行うことができるようにする。また、判定専門部員は各学校に通知し、校長による推薦によって任命しており、必ずしも全ての学校にいるわけではない。特別支援学校の教諭や特別支援教育コーディネーター等を中心に協力をお願いしている。

②特別支援学級(自閉症・情緒障害)から通常の学級へ就学先変更する場合の就学相談の柔軟な対応について

(事務局) インクルーシブ教育の観点や教育的ニーズに応じた学びの場の見直しと柔軟な変更の必要性から、特別支援学級(自閉症・情緒障害)から通常の学級への就学先変更については、条件を満たしている場合、書類審査にて対応できるようにする。

(委員) インクルーシブ教育を国として進めないといけないが、教師の人数や支援体制など現場の体制を十分整えてほしい。保護者は合意形成して入級すると思うが、校長は替わっていくため、PDCAサイクルで本人の状況を確認していけるようなシステムを構築する必要がある。

(事務局) 障害のある子とない子が共に学ぶという一方で、実態に応じた多様

な学びの場を準備していくことが必要である。通常の学級において特別な支援の必要な子どもに対して個別に対応することが課題である。各学校には特別支援教育コーディネーターを2名以上任命することをお願いしており、校長のリーダーシップにより、校内の特別支援教育の推進を図っている。特別な支援が必要な子どもには、個別の指導計画を作成するなどして、個別な配慮ができるように学校全体で共有している。教育委員会としては、担任以外の教職員を加配、配置することで手厚い指導ができるよう整備を進めている。就学先を決定したら終わりではなく、特別支援教育課と連携して、学校訪問するなどして適応状況の把握や支援体制についての助言などに努め、よりよい教育を受けられるようにしている。また、必要に応じてケース会議や巡回相談、教育相談等を勧めて対応している。今後も関係機関や関係課と連携していく。

(委員) これまで支援が必要と思われる子どもが通常の学級に入学し、不登校など適応が難しい状況になっているケースがある。インクルーシブ教育を進める上で、現場の反応や意見等も聞かせてほしい。

(事務局) インクルーシブ教育は以前から推進されており、大きく方針が変わったわけではない。インクルーシブ教育の側面も様々な学びの場を通して推進していくが、特別な学びの場を必要とする教育的ニーズも多く、また多様化している。子ども、保護者にしっかりと寄り添った相談を進め、よりよい学びの場を個別具体的に検討していきたい。

③その他

(委員) 特別支援学校へ就学する子どもが3歳児検診を受けていないことが多い。屈折性弱視などが疑われるケースが多く、入学後の治療では改善しにくい。早期に眼科検診を受けて、見え方の問題なのか、知的発達の問題なのか見極めていく必要がある。

(事務局) 3歳児検診については、他部署と情報共有して働きかけていく。

(委員) 知的発達の境界域の子どもが、授業中は落ち着いているため、困難さを見逃されるケースが多い。通級による指導や巡回指導の中でも実用的な対応ができるようお願いしたい。また、教師の対応や経験によって子どもへの教育に差があると感じている。

(事務局) 知的発達の境界域の子どもについては、困り感を探りながら心理発達検査を丁寧に行っている。学校へは校内支援体制づくりや当センターの周知を引き続き推進していく。